

電気保安法人と個人事業者では契約書式が異なるため、現行の契約条項を例示したものである。
保安規程に基づき高圧絶縁監視ユニット、低圧絶縁監視システムによる監視が必須条件である。

保安管理業務委託契約書（案）

委託者（甲） 公立大学法人 福井県立大学

受託者（乙）

甲と乙とは、甲が設置する次の事業場における自家用電気工作物の保安管理に関する業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、下記に掲げる条項のとおり契約します。

事業場名	公立大学法人 福井県立大学 小浜キャンパス
所在地	福井県小浜市学園町1-1
設備容量	2345 k V A 6600 V 予備発電装置 300k V A （発電所出力 - k W）

この契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有するものとします。

令和5年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

記

（業務の委託）

第1条 甲は、甲の設置する頭書の事業場における自家用電気工作物について、その保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は甲の保安規程に基づいてこの契約に定める範囲の業務を実施するものとし、その細目は別紙2のとおりとします。

2 前項の定めにより甲が乙に委託した業務以外の日常巡視、点検等の業務については、甲が保安の責を有するものとし甲の保安規程に基づいて甲が実施するものとします。

3 定期点検以外の業務（工事期間中の巡視、点検等）に係る委託手数料、必要の都度別途に定めるものとします。

（委託手数料）

第3条 委託手数料及び支払条件は、別紙3のとおりとします。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除するものとします。

（甲及び乙の協力義務）

第5条 甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとします。

2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。

3 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

（連絡責任者等）

第6条 甲は、甲の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名するものとします。又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。なお、設備容量が6000 k V A以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとします。

2 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとします。

（保安業務担当者の資格等）

第7条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、提示することとします。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」といいます。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。

4 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」といいます。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

5 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員を対応させるものとします。

6 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を定め、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。

なお、保安業務担当者等の変更の場合にあっても同様とします。

7 甲は乙の事業所への連絡方法を確認し、第2項の証明書並びに第6項の通知書等により、本人確認をすることとします。ただし、緊急の場合はこの限りでないものとします。

（代行者の点検）

第8条 乙は、保安業務担当者等が次の各号の理由により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者（以下「代行者」といいます。）が実施できるものとします。なお、代行者による実施は6箇月を超えないものとします。

(1) 地震、台風、水害等が発生した場合

(2) 保安業務担当者等が病気等で療養を要する場合

(3) 乙が保安業務担当者等の定期点検の品質管理を行う場合

(4) 保安業務担当者等が乙が定める勤務時間範囲外に作業を行う場合

（点検の延伸）

第9条 甲又は乙は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）が実施できない場合は、甲乙協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとします。

(1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合

(2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

（記録の保存）

第10条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存するものとします。

（電気工作物の設置又は変更）

第11条 甲は、その自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとします。

2 前項の自家用電気工作物の新たな設置又は変更により、別紙2に記載した設備容量に変更が生じた場合は第4条の契約期間内でも、この契約を更改するものとします。

（甲の通知義務）

第12条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

(1) 代表者の変更、譲渡及び合併等による権利義務の承継

(2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更

(3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更

(4) 電気事故

(5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

（不安全施設に関する措置等）

第13条 甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとします。

2 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、甲の負担にて改修するものとします。

（設備の特殊性のため点検できない場合の措置）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、乙の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を甲の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は指導又は助言を行うこととします。又、甲はその結果を乙に通知するものとし、乙は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うものとします。

(1) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(2) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(3) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路

(7) 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物

(8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線

(9) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（設置場所の特殊性のため点検できない場合の措置）

第15条 甲は、電気使用場所の設備の点検について、次の各号の場所において甲の都合、その他の理由で乙がその場所に立入りできない場合は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとします。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要を認めるときは、甲は乙の立入りについて措置するものとします。

- (1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

（機密の保持）

第16条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の機密情報を第三者に漏らし又は利用してはならない。ただし、乙は、経済産業省からその監督業務に必要として提出要請があった、甲の自家用電気工作物に対して実施した乙の保安管理業務に係る事項及び本契約書の写しを提出することができるものとします。

2 本条の規定は契約の解除後も効力を有するものとします。

（契約の失効）

第17条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとします。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られないとき、又は承認が取消となったとき
- (2) 発電所出力が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する出力以上又は需要設備の受電電圧が7000Vを超えるものとなったとき
- (3) 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき
- (4) この契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となったとき
- (5) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき
- (6) 火薬類取締法に規定する火薬類の製造する事業場及び鉱山保安法が適用される場所となったとき

（契約の解除）

第18条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その相手方当事者は催告の上、1箇月後にこの契約を解除できるものとします。なお、催告は口頭による通知又は文書の郵送により行うこととします。

- (1) 甲又は乙が、この契約又は電気関係法令に基づく義務に違反し、この契約に定める保安管理業務等の実施ができないと認められたとき（ただし、第2項及び第3項の内容を除く）
- (2) 甲が手数料の支払いを遅滞したとき
- (3) 甲がこの契約の第13条に定める事項について誠意をもって実施しないとき
- (4) 停電による定期点検が保安規程で定める期間を超え、甲乙協議にもかかわらず実施できないとき
- (5) 甲が、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合していない箇所の改修を、乙の指導、助言後も長期間改修せずに放置したとき

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、3箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

（損害賠償）

第19条 乙の故意又は重大な過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、甲が乙の過失を立証できない場合又は乙の責に帰することのできない事由によるときは、乙は責任を負わないものとします。

（停電による点検）

第20条 停電による定期点検及び臨時点検における甲所有設備の停電操作・復電操作は、甲の責任において行うものとします。停電による定期点検及び臨時点検の実施において甲所有の設備に損害が発生した場合の責任負担については、当該損害が乙の故意又は重大な過失により発生したことが明白な場合は乙の負担とし、その他は甲の負担とします。

（その他）

第21条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

E S - N a v i 業務委託仕様書

委託者（甲） 公立大学法人 福井県立大学

受託者（乙）

甲と乙とは、甲の電気設備の監視に関する業務（以下、「E S - N a v i 業務」という。）の委託について次のとおり契約します。

（E S - N a v i 業務の内容）

第1条 甲が乙に委託するE S - N a v i 業務は、甲が設置する次の事業場における電気設備等の状態を、乙が乙の設置するE S - N a v i により常時監視するものとします。なお、E S - N a v i の異常警報の対処については、第5条に従い乙が甲に異常を通知すると共に、第6条に基づき原因究明を行うものとします。

事業場名 公立大学法人 福井県立大学 小浜キャンパス

所在地 福井県小浜市学園町1-1

（E S - N a v i の設置及び保守）

第2条 乙は、第1条の業務を実施するため、乙の所有するE S - N a v i を甲の高圧受電室内等に乙の負担により設置し、常に正常に稼動するよう乙の責任の下に保守を行うものとし、甲は設置場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。

ただし、設置に際し特殊な工事が必要な場合や、お客さま取引業者による施工を実施する場合には、別途工事費が必要となる場合があります。

監視内容及び監視回路数

高圧絶縁監視 1 回路

（委託手数料）

第3条 委託手数料は保安全管理業務委託手数料に含むものとします。

ただし、原因究明のため、停電を伴う測定・試験が必要な場合及びその他特別に実費が必要な場合は、別途手数料を申し受けます。

（E S - N a v i の保全）

第4条 甲は、乙の設置したE S - N a v i の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によってE S - N a v i に損害を与えた場合には、その損害相当額を弁済するものとします。

（異常警報の通知）

第5条 乙が甲に対して行う異常警報の通知は、甲が指定した携帯電話及び甲が設置したインターネットの接続が可能な機器に対し自動で行うものとします。また、甲と協議の上、必要な警報については電話連絡を行います。ただし、天災（地震、台風、雷等）、通信事情その他乙の責によらない事情及び乙の受信センターのメンテナンス等やむをえない事情により、異常警報の通知が不能又は遅れる場合があります。

（異常警報の原因究明）

第6条 乙が甲に対して行う異常警報の原因究明については、高・低圧絶縁監視業務に限るものとし、甲と協議の上実施するものとします。

（機密の保持）

第7条 甲及び乙は、この契約（監視業務の細目を含む 以下同じ）の履行に際して知り得た相手方の機密情報を第三者に漏らし又は利用してはならない。なお、本条の規定は契約の終了後も効力を有するものとします。

（損害賠償の免責）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、損害賠償の責を負わないものとします。

- (1) この契約に基づき、乙が報告又は助言した事項について、甲がその対策の実施を怠り、これによって甲に損害が生じたとき
- (2) 理由のいかんに関わらず、電力会社の最大需要電力（契約電力）が増加が生じたとき
- (3) 甲が法令又はこの契約に違反し、これによって甲に損害が生じたとき
- (4) その他乙の責によらない事由により甲に損害が生じたとき

（権利の譲渡）

第9条 甲はこの契約上の地位およびE S - N a v i 業務の提供を受ける権利を譲渡することはできません。

（契約の解除）

第10条 乙は甲に下記事由が生じた場合は、この契約を解除できるものとします。

- (1) 甲が第3条の委託手数料の支払いを2箇月以上遅滞したとき
- (2) その他甲がこの契約条項を遵守しないとき

（契約条項の変更）

第11条 乙はこの契約条項を改定する事があります。その場合には改定後の新条項を適用するものとします。

（契約期間）

第12条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除するものとします。

（その他）

第13条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

以下余白

保安全管理業務の細目

1. 保安全管理業務委託契約書（以下「契約書」といいます。）第2条第1項に基づき実施する乙の保安全管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行います。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとします。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」といいます。）

なお、乙は定期点検時に、甲に、契約書第2条第2項に記載する日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行います。

- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じた臨時点検

2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験の基準）のとおりとします。

3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 年次点検は、当該月の月次点検を併せて行うものとします。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施します。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあります。
- (3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合があります。

4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行います。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

5. 落雷及び水災による受電設備の損傷に対する保険での保証

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、甲の申し出により、乙の加入する「受電設備保証保険」から、甲の高圧受電設備を現状復帰させるために要した修理費を保険により保証するものとし、その内容は次のとおりとします。ただし、高潮及び地震・噴火による津波は保険の保証対象となりません。

- (1) 保険の対象となる受電設備（保険の目的）は、電気事業者との責任分界点から受変電設備内の低圧配線用遮断器又は開閉器の二次側端子までの機器・設備となります。
- (2) 保険の対象とならない受電設備は、上記以外の機器・設備、及び上記の間に設置されている「木柱、コンクリート柱、屋側、フェンス」。
- (3) 支払われる保険金（給付金）は、損傷を受けた受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要した費用（修理費）から、甲の負担額（2万円）を差し引いた金額となります。なお、「改修のお願い」をしてあるものなど、事故の内容により保証できない場合があります。
- (4) 「受電設備保証保険」の内容等の変更については、乙は甲の了解を得ず保険会社との契約内容を変更できるものとし、変更した場合は、甲に変更内容を通知します。

6. 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼動するよう保守を行うものとします。
- (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとします。
- (3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとします。
- (4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとします。
- (5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとします。

設 備		点検項目	工事期間中 の巡視、点検 [週 1 回]	月次点検	年次点検		
				[隔月 1 回]	[毎年 1 回]	[3 年 1 回]	
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
		放射温度・部分放電探査測定			○		
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による			
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		開閉器と継電器の連動試験			△	○	
	引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
		放射温度・部分放電探査測定			○		
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による			
	受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	○	○
			10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○
サーモラベルによる温度監視				○	○	○	
放射温度・部分放電探査測定					○		
絶縁状態監視				高圧絶縁監視装置による			
電力用ヒューズ		外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○	
		放射温度・部分放電探査測定			○		
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による			
遮断器、負荷開閉器		外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
		継電器の動作試験			△	○	
		継電器の慣性特性試験			△	○	
		継電器の動作特性試験			△	○	
		遮断器、開閉器と継電器の連動 試験			△	○	
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○	
		放射温度・部分放電探査測定			○		
絶縁状態監視			高圧絶縁監視装置による				
変圧器		外観点検	○	○	○	○	
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
		内部点検			△	△	
		絶縁油の酸価度試験			△	△	
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○	
		放射温度・部分放電探査測定			○		
		絶縁状態監視	○	高圧絶縁監視装置による			

設 備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検 [週 1 回]	月次点検	年次点検	
				[隔月 1 回]	[毎年 1 回]	[3 年 1 回]
受電設備	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○
		放射温度・部分放電探査測定			○	
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○
		放射温度・部分放電探査測定			○	
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による		
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○
		放射温度・部分放電探査測定			○	
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による		
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○
		放射温度・部分放電探査測定			○	
		絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による		
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10 ^{キボルト} による絶縁抵抗測定			△	○	
	サーモラベルによる温度監視		○	○	○	
	放射温度・部分放電探査測定			○		
	絶縁状態監視		高圧絶縁監視装置による			
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
		サーモラベルによる温度監視		○	○	○
		放射温度・部分放電探査測定			○	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○

設 備		点検項目	工事期間中 の巡視、点検 [週 1 回]	年次点検		
				月次点検 [隔月 1 回]	[毎年 1 回]	[3 年 1 回]
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○	○
絶縁抵抗測定				△	○	
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装 置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○
非 常 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電 盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数（回転数）の 測定		○	○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
		インターロック試験			△	△
P C B	変圧器、コンデンサ、 リアクトル、放電コイル、 電圧調整器、開閉器、 遮断器等	高濃度 P C B 含有電気工作物の 確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、月次点検と設備が運転中の状態において放射温度・部分放電探査測定を行う点検を実施するもの、または停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
 - 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
 - 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
 - 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
 - 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は P C B 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
 - 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
 - 9 設備の絶縁抵抗測定は、高、低圧電路の絶縁状態を監視する「高圧絶縁監視装置、低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
 - 10 10³ボルトによる絶縁抵抗測定は、6³ボルトの高圧設備に対して適用する。
 - 11 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
 - 12 「P C B」については、高濃度 P C B 含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添実施要領（または仕様書）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、四半期の委託業務が終了したときは、速やかに実施要領（または仕様書）に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料)

第7条 契約期間の委託料の総額は次のとおりとする。

金	円	
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額		円)
内訳		
令和5年4月1日～令和6年3月31日	金	, 円
(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額	金	, 円)
令和6年4月1日～令和7年3月31日	金	, 円
(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額	金	, 円)
令和7年4月1日～令和8年3月31日	金	, 円
(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額	金	, 円)

2 乙は、前条に規定する検査に合格した後、四半期ごとに委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日の属する月の翌月の25日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに委託料を支払うものとする。

3 各年度の四半期ごとの支払い金額は次のとおりとする。

第1四半期	円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	,	円）
第2四半期	円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	,	円）
第3四半期	円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	,	円）
第4四半期	円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額	,	円）

第1四半期から第3四半期まで
契約金額（年額）の1/4の金額（10円未満の端数は切捨て）
第4四半期
契約金額（年額）からそれ以前の支払金額を差し引いた金額

4 甲の責めに帰すべき理由により、第2項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（遅延利息）

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

- 第 11 条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。
- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

- 第 12 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。
- 2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 乙が、前 2 項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

- 第 13 条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。
- 2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

- 第 14 条 乙は、委託業務の実施において、情報セキュリティに関する必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- 2 前項の守秘義務については、前条第 2 項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

- 第 15 条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

- 第 16 条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

- 第 17 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

- 第 18 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。

以上